

事業継続計画
(BCP)
水害編 第1版

令和5年9月
社会福祉法人高田会

1. 基本方針

自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大など、社会に大きく影響を与える事象が多く起こる昨今。そのさまざまな事象に対応し、被害を最小限にとどめて事業を継続していくために、事業継続計画（以下、BCP）を策定するものである。

（1）目的

BCPはあらゆる災害に対しての防止策を計画する防災計画とはその意味合いが異なり、災害発生後、その影響及び被害を最小限にとどめながら法人としての事業をいかに早期復旧し継続していくかを策定していくものであり、その基本方針は以下のとおりである。

① 利用者・職員の安全を守る。

命があつての老人介護サービスであり、災害時においても命にかかわる業務を最優先とする。

② 早期の事業再開を目指す

災害発生時において、早期の復旧をはかるため、優先業務を実施する体制と対策を事前に定めて、業務を継続へと万全を期す。

③ 地域との連携

社会福祉法人という特性上、地域との連携は不可欠であり、その結果、地域の災害における被害減少につながる。

事業継続をはかるためには、まず利用者及び職員の命を守る行動が最も重要なことであり、それに係る業務を最優先し、その他の業務は縮小、休止などの措置をとる。

同時に災害発生直後の初動体制が重要であり、ライフラインの断絶、支援がこないといった発生直後の混乱している時期を乗り切る体制を整備することが重要である。

地域との連携にあたっては、社会福祉法人という性格上、地域の要支援者がいた場合は受入体制を取るべきであるが、その状況下で受入に際し、支援できることを明確にし実施することが重要である。

2. BCP推進体制

(1) 本法人における平常時及び緊急時のBCP推進体制は以下のとおりである。

平常時	緊急時(BCP発動時)	担当者	代行者(緊急時)
推進責任者	災害対策本部長	理事長	施設長
推進副責任者	災害対策副本部長	施設長	副施設長
推進員	各拠点主任	副施設長 管理栄養士 特養主任看護師 特養主任介護士 特養副主任介護士	参集出来た者

※1 → 消防計画に基づいた「防火管理委員会」がその任にあたる。また、災害発生時が平日昼間以外の場合（夜間・土日等）はその時点の勤務職員で、拠点リーダーが参集できるまでのリーダーを決めてその者がその役割にあたる。

※2 → 緊急時における代行者は災害対策副本部長及び各拠点主任に関しては、法人本部職員、介護士で参集できた者で代行する。

各担当の役割

(平常時)

- ① 推進責任者 BCPの職員に対する意識づけの指導及び総括
- ② 推進副責任者 責任者の補佐、教育訓練等の責任者
- ③ 推進員 年2回の避難訓練時におけるBCP教育の実施責任者

内 容	項 目	内容と習得目標	対象者	時 期
研修	想定される災害について	町内における被害想定 災害知識の習得	初任者	随時
研修	事業継続計画研修	職員の行動基準等	全員	10月
訓練	避難訓練	消防計画に基づいた訓練	全員	6, 10月
訓練	事業継続計画の実地訓練	実地訓練 非常食提供等	全員	6, 10月
研修	事業継続計画研修	課題の検討、BCP見直し	全員	3月

- ①推進員となっている各拠点リーダーは、年2回（6月と10月、避難訓練に合わせて）建物及び附属物の点検及び建物内部の什器等の転倒防止対策の確認、各備蓄品の状況を確認し、修繕及び不足な点があれば、改善へ向けての提案を推進責任者に提出する。（別紙による。）
- ②推進責任者は各拠点リーダーから提出された建物の必要修繕箇所及び備蓄品の不足の内容を検討し、事業計画継続に必要なものを調達する。

（緊急（BCP発動）時）

- ① 災害対策本部長 ・BCP発動の判断、事業継続の方針決定
 ・災害対策本部指揮権者
- ② 災害対策副本部長 ・本部長のフォロー、各拠点への指示、本部長代行
 ・関係機関との連絡調整責任者
- ③ 対策本部総務班 ・拠点及び関係機関との連絡調整、災害情報の収集
 ・拠点間の人員調整
 ・資金・物品の調達及び管理。
 ・支給情報などの収集
- ④ 拠点主任 ・施設における利用者及び職員の安否確認
 ・建物の安全確認
 ・サービス提供に係る担当者を決定し、業務を指示
 ・本部への状況報告（判断に急を要する事項については即断する権利を有する。）

（2）緊急時の参集体制と発動基準

①参集基準

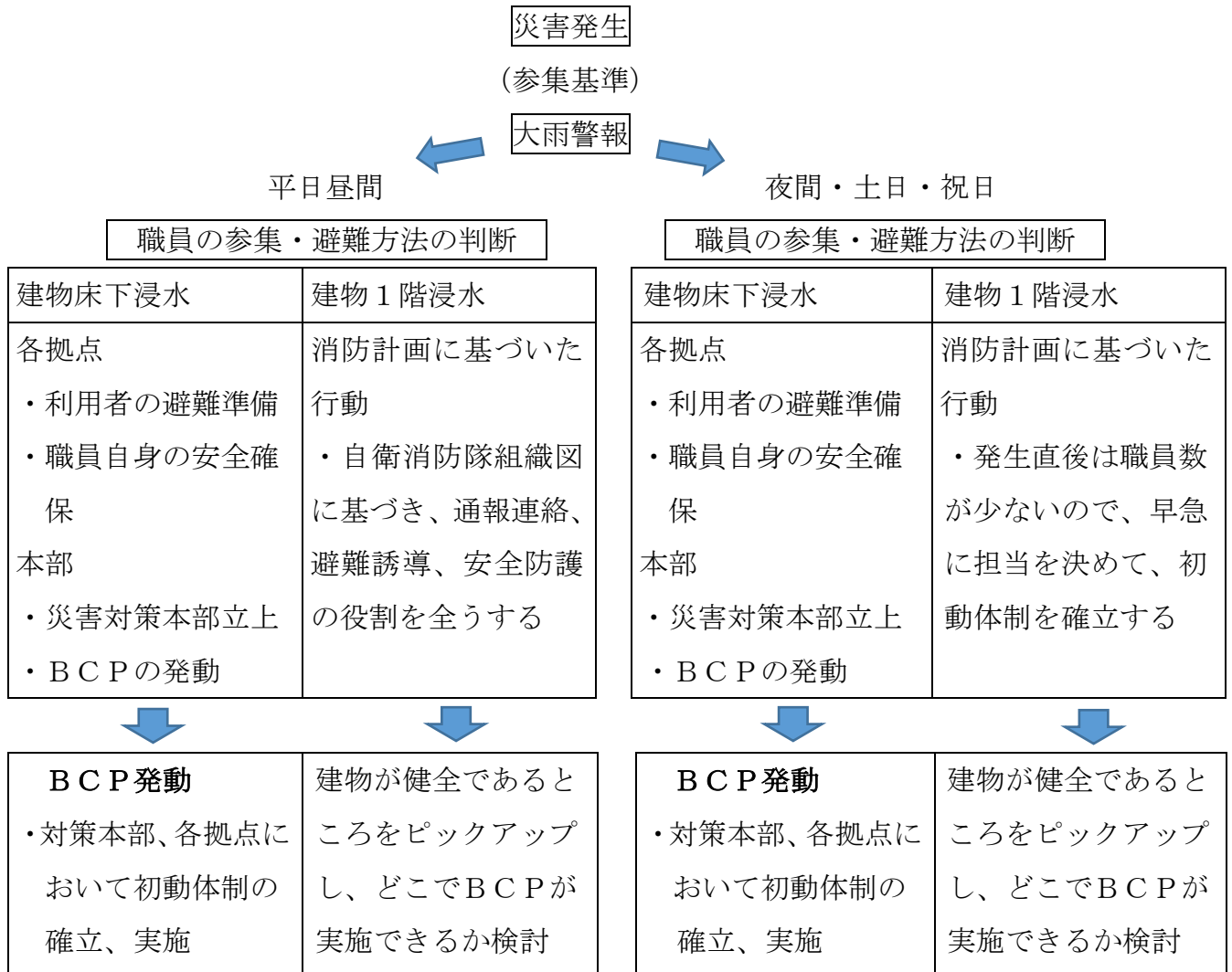
水害等における基準	全員	参集	大雨警報で参集
		発動	被害状況を確認し、平時の業務遂行が困難であると判断した場合発動し、直ちに災害対策本部を立ち上げる。
津波における基準	全員	参集	高さ1m以上で参集
		発動	同上

※上記は平日昼間以外の参集基準である。

- ② 電 気 発生直後に島内全域で停電。12時間後には6割通電、1日後9割、3日後には停電解消。
- ③ 水 道 発生直後に断水。1日後に水道課による給水、3日後には断水が5%に縮小。
- ④ ガ ス 発生直後に供給停止。12時間後には復旧。
- ⑤ 交 通 各地で通行止め、1日後災害対策車両の優先通行。バスは2日後に運航再開
発生直後の参集は徒歩を想定。
- ⑥ 建 物 1階が浸水したものと想定する。

BCP策定にあたっては、電気、電話の復旧のめどである3日間を想定して行う。
以下、初動体制からの業務についての計画を記載する。

(3) 緊急時対応概要フロー



*夜間の場合は職員数が少ないため、隣の施設である都万保健センター「陽里」の二階への避難にしてもマンパワーが圧倒的に不足することが予想されるため、長期予想などを鑑み、警報レベルに達しない場合での参集も視野に入れる。

4. 初動体制から事業継続まで

(1) 発生直後から30分以内

① リスクの抽出

項目	内容	必要事項
1, 冷暖房	停電等により全館使用不可	ポータブルストーブの備蓄必要 毛布等の備蓄必要
2, ガス	供給停止で使用不可	カセットコンロの備蓄必要
3, 水	上下水道とも使用不可	備蓄飲料水の利用計画 自立者用にペットボトルの備蓄必要 トイレは袋タイプの簡易トイレ
4, 電気	停電	自家発電のためガソリン備蓄必要 懐中電灯及び電池の備蓄量を増
5, 医療	医療機関は受け入れ困難	看護師を中心にケア 必要な救急講習受講の必要性
6, 食事	非常食のみ	計画的な提供 乾パン以外の非常食必要
7, データ等	PC使用不可	利用者情報のバックアップ

② 発生直後の業務

業務	内容	体制
1, 避難誘導	消防計画及び災害時マニュアルに基づく行動 車輛を浸水しない場所へ移動	在所職員
2, 建物等の被害確認	被害箇所の写真	在所職員
3, ライフラインの被害確認	使用できるもの、不可なものを即抽出し、情報共有	在所職員
4, 利用者の安否確認	即確認	在所職員
5, 緊急を要する者の措置	応急措置、医療機関への搬送	在所職員

在所以外の職員は2.(2)の基準による参集となる。ただし、自身の生命への影響、在宅での安全確保が確認されない場合は、参集出来ない旨報告する。

災害対策本部が立ち上がる前に、即行動しなくてはならないケースがほとんどだと思うので、拠点リーダー（または代行者）は、所在職員とともに分担し、まずは利用者及び職員の安否確認を行う。（ただし、建物が深刻な被害状況にある場合は避難行動を最優先とする。その場合は消防計画による。）

その時点で搬送措置など生命にかかわる事態が生じたときは、その場で判断し、迅速な対応を取ること。

安否確認後、拠点リーダー（または代行者）を中心に簡潔にミーティングを行い、所在の職員数、被害状況の情報を共有して、継続できる業務を抽出し実施する。

体制が整った段階で、利用者家族への安否確認の連絡を行う。

継続する業務内容（初動から3日間）

体制 業務	夜勤のみ	出勤3割	出勤5割	出勤7割	出勤9割
業務基準	利用者・職員の安全確認のみ	命を守るための最低限の業務	食事・排泄・医療を中心に	通常の業務体制に近づく	ほぼ通常の業務
食事	備蓄食	備蓄食	簡易食品、カセットコンロでの調理	簡易食品、カセットコンロでの調理	簡易食品、カセットコンロでの調理
	介助なし	できる範囲で介助	できる範囲で介助	できる範囲で介助	ほぼ通常
飲料水	備蓄を確認しながら状況を見て	自立者にはペットボトルで給水	自立者にはペットボトルで給水	自立者にはペットボトルで給水	復旧状況を見て通常体制
	介助なし	できる範囲で介助	できる範囲で介助	できる範囲で介助	ほぼ通常
排泄	優先度合いを見て介助、陰部洗浄、おむつ着脱実施 (簡易トイレ)	優先度合いを見て介助、陰部洗浄、おむつ着脱実施 (簡易トイレ)	優先度合いを見て介助、陰部洗浄、おむつ着脱実施 (簡易トイレ)	通常の体制に移行 (簡易トイレ)	通常体制 (簡易トイレ)

口腔 保清	口腔のみ	口腔のみ	口腔 保清	通常の体制に移 行	通常体制
入浴	休止	休止	休止 清拭の実施賢答	清拭実施	清拭実施
離床 更衣	休止	離床回数減実施 更衣汚れた場合 のみ	離床回数減実施 更衣汚れた場合 のみ	離床回数減実施 更衣実施	通常体制
清掃等	休止	汚れの多い箇所	感染予防による 清拭	感染予防による 清拭	ほぼ通常体制
洗濯	休止	休止	休止	休止	休止
感染対策	消毒液配置	消毒液配置	消毒液配置	消毒液配置	ほぼ通常体制
医療 (緊急)	トリアージ 応急処置	応急処置	応急処置	搬送	搬送
バイタル	休止	状況を見つつ	健康チェック	健康チェック	ほぼ通常体制
メンタルケア	状況を見つつ継 続	状況を見つつ継 続	状況を見つつ継 続	通常体制へ	ほぼ通常体制
問合せ	対応し記録	対応し記録	対応し記録	対応し記録	対応し記録
夜勤	在所職員で対応	在所職員で対応	在所職員で対応	在所職員で対応	在所職員で対応
短期・通所	休止	休止	休止	休止	再開検討
緊急の受 入	休止	休止	休止	状況を見て検討	検討
ケアプラン作 成	休止	休止	休止	休止	休止
保険請求	休止	休止	休止	休止	休止

* 人的資源として看護師、物的資源としてポータブル自家発電機等がそろっていることが前提。

* 1階部分が使用不可のため、出勤9割の場合でも継続できない内容もあることを考慮に入れる。

(2) 初動以降 1 時間経過

B C P を発動し、災害対策本部を設置。

災害対策本部拠点優先順位

平日昼間	① 鳴澤の里	② みのりの家
上記以外	① 鳴澤の里	② みのりの家

*本部機能のある鳴澤の里に拠点を置くこととする。

(3) 対策本部及び拠点の役割及び分担

共通理解として平常時で自由に使えてるものが使えない状況に慣れる。初動から 3 日間はライフラインがほとんど使用できないことをしっかり理解する。

① 災害対策本部

災害地の指揮中枢にあつて、組織編成や災害活動の指揮統制を行い、事業継続へ向けての活動を総括する。

- ・ 情報収集による災害規模の把握
- ・ 自治体からの医療提供、給水状況、食事提供の情報収集
- ・ 事業継続に向けての実施内容の判断 (被害状況を把握し継続か、困難かの判断)
- ・ 各拠点間での人員配置の調整
- ・ 拠点の被害状況を把握し、復旧に向けて各業者への連絡
(すぐは対応できないが、早期復旧に向けて最善を尽くす)
- ・ 自ら修繕できるものを把握し、職員を中心に出来るものは復旧する
- ・ 復旧に向けての資金管理

② 各拠点

発生直後の業務、簡易ミーティング後に必要最低限の設備資源の確保を行う。

- ・ 利用者スペースの確保→被災状況にもよるが、高温になることが予想されるため、1 人分の最低限のパーソナルスペースを確保しつつ、熱中症などに配慮したスペースを用意する
- ・ 電力→自家発電、懐中電灯等の準備
- ・ トイレ→簡易トイレの設置、おむつや簡易トイレの袋の集積場所の確保
- ・ 暑さ対策→扇風機の設置
- ・ 食事→備蓄品、簡易食品の準備 (カセットコンロ)
- ・ 水→飲料水の備蓄チェック

- ・職員の出勤割合に応じた業務の遂行を心掛ける（緊急時にあって、無理をすると、小さなことから違う被害が広がる）

●以後、発生から3日以内の対応

徐々に被害の概要が分かり、緊急の体制も固まりつつある状況下で早期復旧への足掛かりとなるように対応する。

- ・感染症予防に努める
（感染症マニュアルに基づく対応）
- ・利用者のみならず、職員の健康チェックも怠らないよう努める
- ・参集出来ていない職員の安否確認
- ・対策本部への必要情報連絡
（緊急物資の要請、ライフラインの復旧状況等の把握）
- ・職員体制を鑑み、状況によりボランティアの受け入れを検討
（ボランティアの食事などの確保等を検討）

●4日目以降

- ・安全管理を確認しながら、利用者スペースを通常に戻していく。
- ・職員シフトは復旧作業に従事する体制も考慮し作成する（ボランティアの受け入れ活用も視野に入れる）
- ・職員の健康状態もしっかりケアを行う、休憩スペース等の確保も必要
- ・備蓄品で不足となってきたものを可能な範囲で補充
- ・医療機関との連携を密にし、利用者の健康に配慮する

5. 今後のBCP改善

（1）建物の浸水が想定以上の時

本BCP（第1版）は建物の1階に浸水したケースで検討し策定している。浸水の高さは膝頭程度で本部や各拠点が置けることを想定している。昨今の降雨災害においては、想定外の高さまで浸水が起きているので、事業継続拠点が施設外となった場合の検討も行わなければならない。

（2）備蓄品の検討

本法人の備蓄品の内容を見ると員数が不足している物及び簡易トイレ、カセットコンロ等、ライフラインが使用できなくなった場合に重要な役割を担う備蓄が不足

している点が明らかになった。今後財政状況を鑑みながら十分な備蓄を行っていかなければならない。

6. その他

本計画は令和5年9月30日より施行する。